

生保セールスパーソンが知っておきたい 保険法の改正点

この5月30日に、国会で保険法が成立しました。これにより、本年6月の公布から2年以内に施行という運びとなります。保険法の抜本的な改正は1911年以来で、実に1世紀ぶりのことです。本稿は、保険法改正の解説第一弾として、生保セールスパーソンにとくにかかわりの深い項目を中心に、改正の概要と販売の現場に及ぼす影響などを紹介します。

弁護士 野澤 渉

1. 保険法改正の概要

(1) 改正の状況

実は、これまで「保険法」という独立した法律は存在しておらず、「商法」の一章を構成していた「保険」（第十章）を商法から独立させて、保険法という新たな法律を制定したものが今回の保険法改正ということになります。

保険法とは別に、「保険業法」という法律もありますが、保険業法は、保険業者が健全に運営されるための業者に対する監督法であるのに対して、保険法は、保険業者の取り扱う保険契約の中身について定めた法律なので、両者はまったく別個の法律であることをここで確認しておきます。

(2) 改正の内容

では、今回成立した保険法は、従来の法律をどのように改正したのでしょうか。この改正内容の大枠については、法務省の示した「保険法案」の国会提出理由に端的に記されています。改正内容を大枠ごとに分解すると、

① 「社会経済の情勢の変化にかんがみ」

1911年以来の抜本的な改正なので、その間の社会の変化は、すべての改正点についての改正理由となるでしょう。

② 「共済契約をその適用の対象に含める」

従来、共済契約には商法の保険に関する規定の適用がないとされていましたが、今回の改正により共済契約にも保険法の適用があることが明記されました（第2条1号）。

③ 「保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期などに関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し」

告知義務について、保険会社からの質問に答える形をとる質問応答義務であるとされました（生命保険について、第37条）。また、これまで法律上規定されていなかった保険給付の履行期についての規定を設けました（生命保険について、第52条）。これらの規定を設けることにより、保険契約者の保護が図られることとなります。

④ 「傷害疾病保険に関する規定の新設」

これまで、法律上の規定がなかった、損害保険及び生命保険に属さない傷害疾病保険などのいわゆる第三分野の保険についての規定が新設されました。

⑤ 「国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとする」

これまでのカタカナ・文語体の法文をひらがな・口語体の法文に改めました。

以上が、今回の改正内容の大枠となります。なお、昨年の8月に公表された「中間試案」に盛り込まれていた、生命保険などの保険給付を介護サービスや旅券などで受けられるという「現物給付方式」は、「将来の価格変動を考えるとサービスの質を保証できない」「業界への規制・監督体制ができていない」などの慎重論が相次いだために、今回の改正では見送られました。

2. 改正によって 販売の現場に及ぼす影響

(1) 告知義務についての改正

今回の保険法の改正内容は多岐にわたるものですが、そ

の中でも、販売の現場に最も影響が大きいのは、「告知義務」についての規定でしょう。この告知義務に関しては、いわゆる保険金不払い問題という今日的な問題も絡んで、契約者保護の姿勢が打ち出された改正内容となっています。

(2) 自発的申告義務から質問応答義務へ

従来の商法の規定においては、「保険契約の当時保険契約者又は被保険者が悪意又は重大なる過失に因り重大なる事実を告げず又は重大なる事項につき不実の事を告げたる時は保険者は契約の解除をなすことを得但保険者がその事実を知り又は過失に因りてそれを知らざりしときはこの限りに在らず」（商法第678条第1項）

と規定されています。この規定からは「重大な事実」であれば、保険者から問われなくても告知する義務があることになり、保険契約者には、保険会社に対して病歴や健康状態についての自発的申告義務があるものと考えられていました。

もともと、従来においても、多くの場合、約款上、告知書による告知を求め、告知書において保険会社のした質問に対する告知をすれば足りるとの取扱いがなされていたことも事実です。

しかし、このような法律と約款との取扱いの違いは、従来から、生命保険の募集及び支払いの現場での混乱を招く原因として指摘されていたところであり、また、その混乱が顕在化したのが、先の保険金不払いの問題であったといえます。

そこで、今回の改正においては、保険契約者の告知義務が保険会社への質問応答義務であることが明示されました。すなわち、

「保険契約者又は被保険者となる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。）の発生可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第55条第1項及び第56条第1項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。」（第37条）

このように、告知義務の対象となる事項と告知の方法を明確化することにより、告知義務をめぐるトラブルを回避

して、保険契約者の保護を図ろうとするのが改正法の趣旨だといえます。

(3) 販売の現場に及ぼす影響

上記のように、告知義務の内容が明確化されたことは、販売の現場において、改正法が、今まで以上に適正な保険の勧誘、告知の手続きを求めていることを意味します。生命保険募集人による不告知の教唆などは、あってはならないことは、今まで以上に当然のことだといえます。

このような考えは、改正法の告知義務違反による解除権の制限についての規定にも反映されています。

「1 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大なる過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

………

② 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

③ 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。」

(4) まとめ

以上のように、今回の保険法改正は、保険契約者の保護を図ることを目的とするものであり、それに伴い、販売の現場においても、より適正な勧誘及び販売が求められるものといえます。このほかにも「遺言による保険金受取人の変更」や「被保険者による解除請求」などの改正点がありますが、これらは次の機会に譲るとしましょう。



のざわ・わたる

平成16年10月弁護士登録。第一東京弁護士会所属。弁護士登録当初から、生命保険営業職員を対象とした勉強会を開催し、「生命保険法の基礎理論」「告知義務」といった保険法固有の問題から、「お金に行き詰ったときの法律知識」「内縁の妻と相続」など、民事を中心に広汎な弁護士業務の守備範囲を反映して、そのテーマは多岐の法律問題にわたる。